

# 平成 19 年度長野市の保育所保育料について

## 1 保育に係る国の動向について

平成 18 年 12 月 21 日付けの厚生労働省からの事務連絡通知により、「平成 19 年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについて」の制度改正の内容が示されました。

内容は以下のとおりです。

### (1) 保育所徴収金（保育料）基準額の改正

平成 18 年分の所得税に係る定率減税が 20%から 10%に縮減されたことにより前年と所得額が変わらなくても保育料の階層が上がることを抑止するため、世帯の階層を区分する所得税額の範囲を拡大するもの。

### (2) 徴収金（保育料）基準額の多子軽減の拡大

現行、同一世帯から 2 人以上同時に保育所に入所している場合に、2 人目以降の徴収金（保育料）基準額を軽減しているが、新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含め、2 人目以降における徴収金（保育料）基準額の軽減を拡大するもの。

## 2 障害者世帯の認定について（報告）

平成 18 年 12 月 26 日付けの厚生労働省からの事務連絡通知により、所得税非課税世帯において保育料軽減対象となる障害者世帯の定義に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」のいる世帯が追加されました。（平成 18 年 10 月から適用）

【現行は、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、特別児童扶養手当支給対象者、障害基礎年金受給者が対象】

## 3 平成 19 年度長野市保育料について

今年度、過去 3 回の児童福祉専門分科会において、本市の保育料については、現状を把握いただきながら具体的な改正について国の動向を見ながらということで進めてまいりました。

昨年末に国の対応が示され、上記 1 (1)(2)に合わせると市の保育料基準額表（案）は別紙のようになります。

なお、上記 2 については、障害者世帯の定義の拡大ですので、今年度の保育料から適用させていただくことを報告いたします。

#### 4 平成 20 年度以降の保育料について

定率減税が平成 18 年度において 20%から 10%に縮減し、平成 19 年分から廃止とされております。

国において、1(1)のとおり定率減税縮減分に対応する施策を講じておりますので、平成 20 年度分の国基準徴収金(保育料)も同様な対応がなされる事が予想されます。

平成 19 年分から所得税及び個人住民税の税率構造が改められ、今まで所得税として国に納めていた分を一部住民税として地方に納めることになりました。

これにより、前年の所得税額を基に算定することとされている保育料は大幅に減額となることを見込まれ、前回の児童福祉専門分科会においてご説明させていただいたところですが、この税制改正に伴い、国も保育料徴収基準に係る制度を平成 20 年度に合わせて改正してくることが予想されます。

上記 2 点により、今後も国の動向を見ながら引き続き本市の保育料についても更なる検討、対応が必要となります。

#### 5 認定こども園について

平成 18 年 12 月 28 日付けで長野県において「認定こども園の認定の基準に関する条例」が施行されました。

これに伴い、長野市では朝陽学園幼稚園と若穂幼稚園が、新たに保育所の認可を取得した上で、認定こども園として県の認定を受ける予定です。

詳細状況は以下のとおりです。

設置者：学校法人 朝陽学園

施設名称	定員	保育に欠ける子の受入枠	保育に欠けない子の受入枠	2月1日現在児童数		備考
				3才未満児	3才以上児	
朝陽学園幼稚園	240名	120名	120名	0名	142名	既存幼稚園
朝陽学園保育園	40名	40名	-	33名	0名	認可取得予定

設置者：学校法人 和田学園

施設名称	定員	保育に欠ける子の受入枠	保育に欠けない子の受入枠	2月1日現在児童数		備考
				3才未満児	3才以上児	
若穂幼稚園	200名	100名	100名	0名	150名	既存幼稚園
正満寺保育園	40名	40名	-	19名	0名	認可取得予定